特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

１．特定個人情報等の保護に関する考え方

大泉町では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）に定められた事務及び番号法第９条第２項の規定に基づき条例で定める事務において、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び管理規程、取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

２．特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

① 特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。

② 特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

③ 特定個人情報等は、番号法及び条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

④ 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき大泉町自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

⑤ 特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

平成２７年１０月５日

大泉町長　村　山　俊　明